

職員給与規程

目次

- 第1条 目的
- 第2条 給与の区分
- 第3条 給与の支払
- 第4条 給与の支給基準及び支給額
- 第5条 昇給
- 第6条 給与の支給
- 第7条 給与の支給定日
- 第8条 給与の減額
- 第9条 休職者の給与
- 第10条 育児休業者等の給与
- 第11条 国際機関等派遣職員の給与
- 第11条の2 自己啓発等休業者の給与
- 第11条の3 配偶者同行休業者の給与
- 第12条 定年前再任用短時間勤務職員の給与
- 第12条の2 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与
- 第12条の3 特定日以後の給与
- 第12条の4 管理監督職勤務上限年齢調整額
- 第13条 非常勤職員の給与
- 第14条 端数計算
- 第15条 給与簿
- 第16条 本規程の管理部署
- 附 則
- 別表第1 一般職俸給表
- 別表第2 専門スタッフ職俸給表

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法第57条第2項に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）がその職員（任期付研究員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 給与の区分は、俸給及び諸手当（職責手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、夜勤手当、期末手当及び業績手当）とする。

(給与の支払)

第3条 給与は、通貨で、直接職員に支払う。ただし、職員の同意を得た場合には、その職員が指定する銀行その他の金融機関の口座への振り込みにより支払うことができる。

2 給与はその全額を支払う。ただし、法令等及び機構と労働組合又は職員の代表者との協定がある場合においてはその協定に従い、給与の一部を控除して支払うことができる。

(給与の支給基準及び支給額)

第4条 俸給は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（人事一法A－勤務時間。以下「職員勤務時間規程」という。）第6条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬である。

2 職員に適用する俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表の定めるところによる。

- 一 一般職俸給表（別表第1）
- 二 専門スタッフ職俸給表（別表第2）

3 職員の職務は、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（人事一法B－初任給基準。以下「初任給等基準」という。）に定める。

4 新たに俸給表の適用を受けることとなった職員の号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、職員勤務時間規程第3条第1項ただし書又は同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

5 職員が新たな職務の級に移った場合における適用される号俸は、初任給等基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

6 （削除）

7 諸手当の支給基準及び支給額は、別に定める諸手当支給規程（給与一法A－諸手当支給）による。ただし、理事長が特に認める場合は別段の取扱いをすることができる。

8 第3項の規定による級の決定及び前項の規定による諸手当の支給に当たっては、事業計画に記載した人件費見積を考慮して行うものとする。

(昇給)

第5条 職員の昇給は、初任給等基準で定める日に、同日前において初任給等基準で定め

る日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては3号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの）にあっては1号俸）とすることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。
- 3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 4 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて別に定めるところにより決定するものとする。
 - 一 55歳を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。）特に良好である場合
 - 二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの
 - 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合
 - イ 3級 特に良好である場合
 - ロ 4級 極めて良好である場合
- 5 前4項に規定する昇給は、事業計画に記載した人件費見積りを考慮して行うものとする。

（給与の支給）

- 第6条 給与のうち俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の分とする。
- 2 第8条の規定による減給、時間外勤務手当及び夜勤手当の支給は、第7条に規定の支給定日が属する月の前月分とする。
 - 3 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
 - 4 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。
 - 5 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
 - 6 第3項又は第4項の規定によって俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員勤務時間規程第4条第1項及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の支給定日）

- 第7条 俸給及び諸手当（期末手当及び業績手当を除く。）は毎月18日、期末手当及び業績手当は6月30日及び12月10日を支給定日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は職員勤務時間規程第10条で定める休日（以下「休日」という。）に当たるときには、その日の以前において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給定日

とする。

- 2 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀、その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため、俸給の支払を請求した場合には、俸給の支給予定日であっても、前項の規定によらず、請求の日までの俸給を日割計算によって速やかに支給する。

(給与の減額)

- 第8条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規程第10条に定める休日及び同規程第11条に規定する振替休日である場合並びに同規程第14条、第19条、第21条及び第23条に規定する休暇による場合その他勤務を要しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務をしない1時間につき、俸給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。その他俸給の半減に関し必要な事項は別に定める。
- 3 職員が国公法第82条の規定により給与減給処分を受けた場合には、当該職員には、その処分の内容に基づいて減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

- 第9条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、当該職員には給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1項第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、この休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が国公法第79条第1項第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則11-4（職員の身分保障）第3条で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、別に定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他に法律の定めが別段ない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で諸手当支給規程第16条第1項に規定する期末手当基準日前1箇月以内に退職し、若しくは国公法第38条各号に該当して同法第76条の規定により失職し、又は死亡したときは、第7条に規定の支給定日に、第2項、第3項又は第5項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員についてはこの限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、諸手当支給規程第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、諸手当支給規程第17条中「前条第1項」とあるのは、「職員給与規程第9条第7項」と読み替えるものとする。

(育児休業者等の給与)

第10条 育児休業者及び介護休業者の給与の支給については、育児及び介護休業等に関する規程(人事一法B-育児休業等)による。

(国際機関等派遣職員の給与)

第11条 職員就業規程(人事一法A-就業規程)第31条の定めに基づき国際機関等に派遣された職員には、理事長の承認を得て、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給する。

(自己啓発等休業者の給与)

第11条の2 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第3条第1項の規定に基づき承認され自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業者の給与)

第11条の3 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第3条第1項の規定に基づき承認され配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(定年前再任用短時間勤務職員の給与)

第12条 国公法第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額に、算出率を乗じて得た額とする。

(暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与)

第12条の2 国家公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十一号。以下「令和三年改正法」という。)附則第4条第1項及び第2項に規定により採用された常時勤務を要する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)の俸給額は、当該暫定再任用職員に適用される俸給表の暫定再任用職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額とし、同法附則第5条第1項及び第2項の規定により採用された短時間勤務の暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の俸給額は、当該暫定再任用職員に適用される俸給表の暫定再任用職

員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第4条第3項の規定により分類された職務の級に対応した額に算出率を乗じて得た額とする。

(特定日以後の給与)

第12条の3 職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第4項、第5項、第5条第2項及び第4項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- 二 国公法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間(同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員(勤務延長型特例任用)
- 三 国公法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員(勤務延長職員)(同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(管理監督職勤務上限年齢調整額)

第12条の4 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に前条の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、第12条の3の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額(以下この条において「調整額」という。)を俸給として支給する。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- 二 国公法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)のうち、異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- 三 異動日の前日から特定日までの間の俸給表の俸給月額が増額改定又は減額改定(俸給月額を改定する法令が制定された場合において、当該法令による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

- 3 第1項の規定による俸給の調整額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 4 第2項第一号から第三号及び特例任用後降任等職員にあたる職員であって、第12条の3の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）第4条から第6条で定めるところを例として、第1項及び前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 5 第1項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の第12条の3の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則9-148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）第7条から第11条で定めるところを例として、第1項、第3項及び前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

（非常勤職員の給与）

第13条 非常勤職員については、理事長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、給与を支給する。

（端数計算）

- 第14条 第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 2 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員の俸給月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

（給与簿）

第15条 給与の支給に当たっては、事業所及び職員ごとに給与簿を準備し、給与計算の基礎となる事項及び給与の額等を記入しなければならない。

（本規程の管理部署）

第16条 本規程を管理する担当部署は、企画管理部人事企画課とする。

附 則（平成13・04・01評基第013号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

第2条 第5条第4項の規定にかかわらず、機構移行前において給与法に規定の昇給停止に関する経過措置の適用を受けていた職員にあっては、その例による。

第3条 第8条第2項に規定の俸給の半減に係る別の定め、第9条第5項に規定の休職の期間中の手当の支給に係る別の定め及び同条第7項に規定の期末手当を支給しない者に係る別の定めを含め、その他この規程の運用に関し必要な事項は別に定めるものとし、これらを定めるまでの間は、給与法を適用される国家公務員の例による。

附 則（平成 13・12・04 評基第 003 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14・11・29 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、制定の日の属する月の翌月の初日（制定の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成 14・11・29 評基第 012 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15・12・01 評基第 010 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16・10・29 評基第 007 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 16 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 17・07・01 評基第 011 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17・12・01 評基第 016 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18・03・31 評基第 036 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給の切替等）

第 2 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替及びこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

（経過措置）

第 3 条 平成 18 年 3 月 31 日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成 18 年 4 月 1 日以後初任給等基準第 15 条第一号による人事交流等により引き続いて別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成 18 年 3 月 31 日において受けていた俸給月額に 100 分の 99.1 を乗じて得た額（1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、そ

の職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給するものとする。

附 則（平成19・03・27評基第016号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19・07・31評基第005号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19・12・03評基第014号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年12月3日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成19年4月1日からとする。

附 則（平成21・12・01評基第010号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成22年1月1日に行われる昇給に関する経過措置）

第2条 平成22年1月1日に行われる第5条の規定による昇給については、同条中「同日前において初任給等基準で定める日以前1年間」とあるのは「平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間」とする。

附 則（平成22・12・01評基第002号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（55歳を超える職員の俸給月額の特減支給）

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この条において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第8条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜ俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下この条において同

じ。)に達しない場合(以下のこの条において「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この条において「俸給月額減額基礎額」という。))

二 第9条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第9条第1項 前号に定める額

ロ 第9条第2項又は第3項 前号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第9条第4項又は第5項 前号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、日割計算による。

3 附則第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに職責手当及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日に昇給した職員その他これに準ずる職員として理事長が認めるものの平成23年4月1日における号俸を1号俸上位の号俸とする。

附 則 (平成24・03・13評基第020号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の昇給その他の号俸決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(同日において30歳に満たない職員であつて、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が認める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において45歳に満たない職員のうち、調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして理事長が認める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成 25・02・19 評基第 006 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25・12・25 評基第 005 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26・03・25 評基第 003 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 11 条の 3 の規定の適用については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行期日を定める政令により、平成 26 年 2 月 21 日とする。

附 則（平成 26・12・02 評基第 014 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 26 年 12 月 2 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、平成 26 年 4 月 1 日からとする。

附 則（平成 27・03・31 評基第 007 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

第 2 条 平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 5 条第 2 項（育児及び介護休業等に関する規程第 6 条の 3 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と、「3 号俸」とあるのは「2 号俸」とする。

2 前項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後初任給等規準第 15 条第一号による人事交流等により引き続いて職員となった者であり、かつ、平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関して前項の規定に準ずる適用を受けた職員については、適用しない。

（俸給の切替等）

第 3 条 この規定の施行日の前日から引き続き適用を受ける職員の俸給及び号俸の切替並びにこの規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

（経過措置）

第 4 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員及び平成 27 年 4 月 1 日以後初任給等基準第 15 条第一号による人事交流等により引き続いて別表に掲げる俸給表の適用を受けることとなった職員で、その者の受ける俸給月額が平成 27 年 3 月 31 日において受けた俸給月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（別表に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が 6 級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に

達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

附 則 (平成28・02・09 評基第022号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年2月9日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成27年4月1日からとする。

(給与の支給等の特例)

第2条 平成27年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則 (平成28・11・29 評基第010号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年11月29日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成28年4月1日からとする。

第2条 平成28年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則 (平成29・12・15 評基第003号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月15日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成29年4月1日からとする。

第2条 平成27年1月1日に抑制された昇給を回復するため、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上位に調整する。

第3条 平成29年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則 (平成30・12・12 評基第006号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成30年4月1日からとする。

第2条 平成30年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則 (20191206 評基第003号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第4条第2項に規定する別表の適用は、平成31年4月1日からとする。

第2条 平成31年4月1日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

する。

附 則（20200428 評基第 004 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（20221207 評基第 021 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、令和 4 年 4 月 1 日からとする。

第 2 条 令和 4 年 4 月 1 日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20230328 評基第 032 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 第 1 2 条の 3 の規定による俸給月額、第 1 2 条の 4 の規定による俸給その他第 1 2 条の 3 から 1 4 条の 2 までの規定の施行に関し必要な事項は、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20231129 評基第 010 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、令和 5 年 4 月 1 日からとする。

第 2 条 令和 5 年 4 月 1 日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

附 則（20250128 評基第 005 号）

（施行期日等）

第 1 条 この規程は、改正の日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項に規定する別表の適用は、令和 6 年 4 月 1 日からとする。

第 2 条 令和 6 年 4 月 1 日に遡及して俸給月額が改定されることに伴い、この規定の運用に関し必要な事項については、給与法を適用される国家公務員の例によるものとする。

別表第1 一般職俸給表（第4条、第12条関係）

職員 の区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員 及	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	

職員の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
び 暫 定 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
	46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
	47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
	48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
	49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
	50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
	51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
	52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
	53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
	54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
	55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
	56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
	57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
	58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
	59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
	60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
	61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
	62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
	63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
	64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
	65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
	66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
	67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
	68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
	74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
	75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
	76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
	77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				

職員 の区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	117		306,200								
	118		306,400								
	119		306,700								
	120		307,000								
	121		307,400								
	122		307,600								
	123		307,900								
	124		308,200								
	125		308,500								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び暫 定再 任用 職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

別表第2 専門スタッフ職俸給表 (第4条、第12条関係)職 員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	345,100	436,500	488,800	624,800
	2	346,800	440,900	494,400	661,400
	3	348,400	444,900	499,900	698,000
	4	349,900	448,800	505,300	
	5	351,400	452,400	510,600	
	6	353,000	456,200	515,700	
	7	354,500	459,500	520,800	
	8	356,100	462,800	525,500	
	9	357,600	466,100	528,900	
	10	359,100	469,400	531,700	
	11	360,600	472,300	534,500	
	12	362,100	475,000	537,000	
	13	363,600	477,400	539,100	
	14	365,100	479,700	541,100	
	15	366,600	481,600	542,800	
	16	368,100	483,200	544,600	
	17	369,600	484,500	546,200	
	18	371,100	485,600	547,600	
	19	372,500	486,500	548,600	
	20	373,900	487,400	549,800	
	21	375,400	488,200	550,700	
	22	376,800	489,000		
	23	378,300	489,200		
	24	379,700			
	25	381,200			
	26	382,900			
	27	384,600			
	28	386,300			
	29	387,700			
	30	389,300			
	31	390,900			
	32	392,400			
	33	394,100			
	34	395,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員及び	35	396,700			
	36	398,000			
	37	399,300			

暫定再任用 職員以外の 職員	38	400,400			
	39	401,500			
	40	402,400			
	41	403,400			
	42	404,400			
	43	405,400			
	44	406,300			
	45	407,100			
	46	407,500			
	47	407,800			
	48	408,100			
	49	408,400			
	50	408,700			
	51	409,000			
	52	409,300			
	53	409,600			
	54	409,800			
	55	410,100			
	56	410,400			
	57	410,700			
	58	411,000			
	59	411,300			
	60	411,500			
	61	411,700			
	62	412,000			
	63	412,300			
	64	412,500			
	65	412,700			
	66	413,000			
	67	413,300			
	68	413,500			
	69	413,700			
	70	414,000			
	71	414,300			
	72	414,500			
	73	414,700			
	74	415,000			
	75	415,300			
	76	415,500			
	77	415,700			
定年前再任用 短時間勤務 職員及び		基準俸給月額 330,000	基準俸給月額 432,500	基準俸給月額 487,700	基準俸給月額 624,800

暫定再任用 職員					
-------------	--	--	--	--	--